

## 調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会（第3回）議事概要

1 日 時 平成29年10月20日（金）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎3階統計センター第1会議室

### 3 出席者

（構成員） 廣松座長、伊藤構成員、宇賀構成員、庄司構成員

（オブザーバー） 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房行政改革推進本部事務局、個人情報保護委員会事務局、総務省（行政管理局、統計局）

（事務局） 総務省（政策統括官（統計基準担当）室）

### 4 議 題

（1）二次利用制度の規律等について

（2）個人情報保護法制との関係について

### 5 資 料

資料1 法制研究会構成員等のコメントの内容別整理

資料2-1 匿名データ・オーダーメイド集計及びオンサイト利用の利用要件等について

資料2-2 調査票情報の二次利用制度の改正案

資料3-1 統計法、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護法における主な規律の比較表

資料3-2 統計法と個人情報保護法における義務・刑罰の比較表

資料4 調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会（第2回）議事概要

### 6 概 要

（1）議題（1）「二次利用制度の規律等について」について、事務局から、資料1、資料2-1及び資料2-2に基づき、調査票情報の二次利用制度の改正案等について説明があり、本議題について、質疑が行われた。主な意見等は、次のとおり。

○ 将来的に、匿名データの中にPUFが入りうると考えた場合、匿名データ提供の要件として、利用目的を「統計の作成及び統計的研究」と法律上明記することは、PUFの利用の制約につながらないか。現行法上、同旨の要件は省令に規定されており、運用の余地があると考えられるが、法律に規定すると運用の余地が無くなってしまわないか。例えば、匿名データがプログラムのチェックのためのテストデータとして使われる場合、これを「統計的研究」と解釈できるのか。

← 今回、要件として、利用目的を省令ではなく法律に規定する趣旨は、個体識別目

的での匿名データの利用を防止するためである。個別事例ごとに検討を要するところだが、実際の運用においても、このような趣旨に沿う目的での利用であれば提供可能ではないかと考えている。

- 法律の規定として利用目的が明記される場合、「統計の作成及び統計的研究」以外で匿名データが利用されると、罰則規定の条文との関連で、処罰の対象となるのか。
  - ← 現行法においても、全ての統計法違反に罰則が及んではおらず、守秘義務違反、図利目的での情報提供や盗用の場合等にのみ罰則を科している。改正後も、目的外使用については、図利目的提供又は盗用以外の場合は罰則を科すことを想定してはいない。
  
- 法第 33 条第 3 号は、同条第 2 号に比べ、利用要件を緩和し、利用者の範囲を広げるものと考えられるが、例えば、企業が、オンサイト利用に際して、行政記録情報や自身が保有するビッグデータを調査票情報とリンクさせて利用するなど、第 2 号に基づき調査票情報の提供を受ける以上に様々な利用可能性が考えられないか。

法第 33 条第 3 号の方が、同条第 2 号よりも緩やかな利用要件で、様々な利用可能性があるならば、たとえ手数料がかかったとしても、同条第 3 号によるオンサイト施設の利用は増加していくのではないかと。調査票情報の提供制度の将来的な利用の可能性も含めて気になるところである。

  - ← オンサイト施設においては、申請対象となる調査票情報を、データサーバーを介して閲覧・利用できるものであり、今後、行政記録情報の活用も検討していく必要があるが、ビッグデータとのリンケージは難しい面があるものと考えている。

また、将来的に、法第 33 条第 3 号の方が第 2 号よりも使い勝手が良くなるとしても、いずれの利用形態も並列して活用されるものであり、第 2 号を削除するということは想定していない。
  
- 第 33 条第 3 号に基づくオンサイト利用の際の手数料徴収については、どのレベルの法令で規定するのか。
  - ← 手数料の徴収自体は、法第 38 条を根拠としており、その点については法改正を検討しているが、具体的な金額等は、匿名データやオーダーメイド集計と同様に政令で規定する予定である。
  
- 匿名データ・オーダーメイド集計の利用要件等である「公益性」については、現行法に比べると範囲が広がったものと認識しているが、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保に資すると認める場合」に該当しないケースとはどのような場合か。例えば、公的統計を批判的に研究する場合はどうなるのか。
  - ← E B P M 推進の考え方の中で、統計を根拠とした政策立案や評価の在り方が求められ始めている。同様の視点から、民間による検証も、それが政策決定へフィードバックされるという観点では有用であり、歓迎されるべきものなのではないかと考

えている。

- 匿名データ等の利用結果について、行政機関等への報告と行政機関による公表を掲げているが、報告内容と公表内容は異なるのか。
  - ← どのような情報を報告させ、公表させるかについて、まずはガイドライン等で示す予定だが、具体的には、それぞれの匿名データ等提供に際して、契約のようなものを締結する予定であり、その合意内容によって個別に決められるものと考えている。
  
- オンサイトの手数料について、他の制度と同じく実費を徴収するという考え方でよいか。
  - ← そのような考え方でよい。
  
- 利用要件を「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保に資すると認める場合」に改めることについて、これは、民間も公的任務を担う主体であるべきという公私協働の流れに合致するものと考ええる。この観点からは、民間における匿名データやオーダーメイド集計の活用によっても、公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保を図るという公的任務遂行の一翼を、民間が担うものとして位置づけることが出来るのではないか。
  
- 公表方法としては、公表方法の統一性、一覧性確保の観点から、行政機関が公表する形がいいのではないか。
  
- 公表の方法について、利用者自身が独自に公表するという選択も認めるという理解でよいか。
  - ← 利用者及び行政機関の双方が、成果を公表することが最良ではあるが、一覧性確保の必要性から、最低限、行政機関への報告及び行政機関による公表は必要であると考えている。
  
- 統計法の目的規定である法第1条は、「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であること」、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」、「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する」という三点から構成されていると理解しているが、そのうちの「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を利用要件として使用することとしているが、その考え方はいかなるものか。
  - ← 本規定は、統計法は、「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」という基本的な認識を踏まえ、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を図ることを通じて「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する」ことを、目的とする法であることを示したも

のである。そこで、二次利用に関しては、その中でも法の直接的な目的である「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を利用要件とした。

- 統計利用者からの「このような調査項目があればいい」というニーズが想定されるが、「公益性」として「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を利用要件とすると、当該ニーズが、社会的に公益に資するものや社会経済に貢献するものである場合に、それが統計調査における調査票の設計に影響することはあるのか。
  - ← 条文上、直接読めるかは整理が必要であるが、統計改革推進会議の最終取りまとめにおいて、EBPMサイクルの中で、必要な統計が明らかになり、それを利活用していくことが重要であるという考え方が示されている。公私共同という御意見もいただいたが、民間のニーズも含めEBPMサイクルを回していくことが重要であると考えている。
- 「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」という文言が、公的統計の作成主体のみの立場で書かれているように見える。これは、官民でよりよい統計を作っていこうという背景とは感覚的にずれを感じるが、公的統計の有用性の確保というのはそういうことも含むということではないのか。
  - ← 統計法第1条で「公的統計が国民にとって合理的意思決定を行うための基盤となる」と規定されているとおり、行政機関に限定して統計を考えているものではない。公的統計を律する法律ではあるが、考え方としてはそういったことを意識してやっていくということが法の目的の読み方なのではないかと理解している。
- 利用結果の報告義務及び公表義務について、他の法律でも同様の規律がされている事例はあるか。
  - ← 統計行政の場合とは異なるが、色々な分野で行政上必要な報告要求や公表は実施しているところである。
- 報告義務とか公表義務について、どの段階での報告を求めるのかという点について、運用上の問題かもしれないが、今後議論の必要があるのではないか。
- 諸外国でリモートアクセスを運用している国があるが、例えば、今後、我が国でリモートアクセスでの調査票情報の利用を議論する場合、どの条項で読むことになるのか。法第33条第3号のオンサイト利用として解釈するのか、それとも同条第2号が適用されるのか。
  - ← オンサイト施設においては、端末を通じて別サーバに保存された調査票情報を利用するため管理義務を負わないということ、防犯カメラ等の設置により、情報流出の防止策がとられていることから、利用範囲を拡大しても問題ないと判断したものである。リモートアクセスの場合、オンサイト施設の利用のような情報流出防止策

を講じることが難しいため、法第 33 条第 3 号では読めないのではないか。

- 監視カメラをオンサイト施設に設置すること等は、あくまでガイドライン等で議論することになるのではないか。リモートアクセスによる調査票情報の利用も、オンサイト施設での利用と同様に手元にデータがなく、別サーバのデータを参照する手法を取る点ではオンサイト施設の場合と同様であり、第 33 条第 3 号に基づく利用とはならないのか。

- ← オンサイト利用の場合、既に試行的に運用されており、仕組みもはっきりとしているが、まだ運用状況にもないリモートアクセスについて、条文上読み込めるように規定するというのは、実務上は非常に難しい。

- ← 大学の研究室でのリモートアクセスを想定しているのだと思われるところ、法第 33 条第 3 号は、セキュリティの確保を前提として、代わりに提供要件のハードルを下げるものである。大学の研究室においては、同様のセキュリティの確保は難しく、提供要件はこれまでどおり限定的になっており、提供を受けた研究者には適正管理義務を課している。大学の研究室でのリモートアクセスであれば、既存の同条第 2 号で読める範囲で行うのではないか。

- (2) 議題 (2) 「個人情報保護法制との関係について」について、事務局から、資料 3-1、資料 3-2 に基づき、統計法と個人情報保護法等の規律等について説明があり、本議題について、質疑が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- 匿名データにおける適正管理義務と目的外使用の禁止に関連して、どのようなものが「統計の作成」や「統計的研究」のための匿名データの利用に該当するか、省令やガイドラインで具体的に記載すべきではないか。また、将来的な PUF の作成・提供を想定した場合、PUF は特定の利用目的に対してのみ提供されるものとして位置づけられないと考えられることから、適正管理義務の条文を勘案すると PUF に関してはそれが利用上の制約になってしまうのではないか。

- ← 問題のない利用例や問題のある利用例については、具体的にガイドライン等で示したいと考えている。

- ← 「委託による統計の作成等に係るガイドライン」において、「統計の作成」や「統計的研究」の定義を示している。もっとも、限界事例がどこにあるのかなど、もう少ししっかり書く必要があるのではないかと考えている。

- PUF というものも今後提供するようになってくると、統計法との関係を真剣に考えないといけない場合が出てくるように思われる。

- 匿名データの教育目的利用について、例えば、授業などで匿名データを学生が使い、誤って紛失してしまった場合、適正管理義務違反に問われるのではないか。また、

現行制度上、匿名データをオフラインのPCで利用することで、適正管理義務が果たされていたが、授業目的で利用する場合、オンラインのPCでの利用が想定されることから、申出者の範囲とともに適正管理義務の在り方を検討すべきではないか。

← 今後、実際に提供される匿名データがどのようなものになるのかを考慮しながら、一律のガイドラインで規定することが適当か否かも含めて、検討が必要であると考えている。

○ 今回の統計法の改正において、オンサイト施設での利用の場合の守秘義務と、その違反に対する罰則規定は必要だと考える。特に、国民の信頼の確保という観点からも必要であるため、しっかりと対応していただきたい。

○ 個人情報保護法で規律されているような、識別行為を禁止する規定を統計法にも置くべきではないかとも考えていたが、統計法には、目的外使用の禁止規定が規律されており、当該規定で担保されれば問題ないと考える。

○ 「委託による統計の作成等に係るガイドライン」にある「統計的研究」の例示は、統計的な使い方に限定されているという印象を受けた。しかし、現在は、このほかにも様々な研究の在り方が考えられる。その点については、今後、ガイドライン等の規定の仕方を検討すべきである。

○ 以前、多数のオーダーメイド集計を申請して、それらを重ね合わせる（リンケージする）ことで、個体識別がされてしまうのではないかという議論がされたが、現在、オーダーメイド集計においては、申請を確認し、匿名性が担保されているか確認した上で提供するという体制をとっている。今後も、このようにむやみにリンケージすることができない体制が継続されるものと認識している。

○ 資料3-1及び資料3-2を見る限りでは、統計法と個人情報保護法との間に齟齬はないように見える。もっとも、オンサイト利用については、現在、平成30年の本格運用を目指し試行運用中であり、推移を注視する必要がある。

○ 匿名データと匿名加工情報というのは、出自が違うため、これは完全に重ならないという概念で問題ないか。

← 匿名データは、定義上、調査票情報を加工したものである。調査票情報は、情報公開法上の不開示情報に該当するため、これを加工して作成された匿名データは、行政機関非識別加工情報にはなり得ない。加えて、行政機関個人情報保護法の適用除外でもあり、その意味でも行政機関非識別加工情報にはなり得ない。

また、作成された匿名データが民間に渡ったときに、当該匿名データが個人情報保護法の匿名加工情報に当たるか否かについては、個人情報保護委員会事務局から、匿名加工情報とすることを意図して作ったものだけが匿名加工情報であると伺っ

ており、匿名データの作成に当たって、匿名加工情報の作成意図があるとは考え難いため、匿名加工情報にも該当しないものと認識している。

← 匿名データを非識別加工情報又は匿名加工情報として作成しようとしていない限りにおいては、重なることは無いと考えている。

○ 匿名データが個人情報保護法にいう個人情報に当たらないと事務局から説明があったが、この点について具体的に解説いただきたい。

← 個人情報について、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法いずれの規定でも、「個人識別符号が含まれるもの」は個人情報に該当すると規定されており、調査票情報については、個人情報に該当する可能性が高い。一方で、匿名データについては、定義上、「調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」とされており、個人情報には当たらないと認識している。

○ 調査票情報は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法で規定する個人情報に該当する。一方で、匿名データに関しては、その調査票情報から特定の個人又は法人その他の団体を識別できる情報を除き、識別できないように加工したものをいうことから、個人情報保護法等でいう個人情報に該当しないという解釈でよいか。

○ 仮に、オンサイト施設で、調査票情報を行政記録情報などの他のデータとリンクさせて使用する場合、リンケージされた一連の情報は、「調査票情報」として捉えられ、例えば第33条第3号による調査票情報の提供に含まれるという理解でよいか。

← 調査票情報が他の情報と一緒に利用された場合、元々の調査票情報由来の情報が利用されているのであれば、それは調査票情報を利用しているといえる。

○ 現時点では、オンサイト施設において行政記録情報を利用できるかどうかは未定なのか。

← 未定である。もっとも、各方面から行政記録情報もあわせて利用したいという要望もあり、今後、検討が必要である。

○ 統計データの利用が増えることを目的としているが、法律の条文だけを読むと一般利用者には分かりづらいところもある。一般利用者への普及啓発やサポートも、利用増加に寄与するものであるため、そういった視点からの活動もお願いしたい。

以上